

知っていますか？ ヤングケアラー

問 子育て相談室（津山すこやか・子どもセンター内） ☎ 32-7027

ヤングケアラーとは？

本来、大人が担う家事や家族の世話などを日常的に行う 18 歳未満の子どものことです。年齢に見合わない重い責任や負担を負うことで、友人と遊ぶ時間、勉強に励む時間、部活に打ち込む時間が確保できないなど、子どもらしく過ごせていない可能性があります。

■例えばこんな子どもたちです



障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障害や病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている

出典：子ども家庭庁「子どもが子どもでいられる街に。」ホームページ

ヤングケアラーはどのくらいいるの？

厚生労働省が令和 2～3 年度に行った調査では、次のような結果が出ています。

■世話をしている家族が「いる」と答えた子どもの割合

小学 6 年生 15 人に 1 人 (6.5%) 中学 2 年生 17 人に 1 人 (5.7%) 高校 2 年生 24 人に 1 人 (4.1%)

家族の世話や家事などを

頑張っている人へ

家族の世話や手伝いなどに多くの時間を取られ、学校のこと、進路のこと、毎日の生活のことなど、いろいろな悩みを抱えていませんか。

一人で抱え込まずに、学校の先生、スクールカウンセラー、親戚、友だちなど、信頼できる相手に相談してみましょう。電話やメールなどで相談できる窓口もあります。

周囲の大人や関係機関の人へ

普段から当たり前のように家族の世話をしている子どもたちは、自分がヤングケアラーだと認識するのは難しいといわれています。

ヤングケアラーと思われる子どもが周りにいる場合には、子育て相談室や右記の相談窓口にご相談ください。

相談窓口

● 児童相談所相談専用ダイヤル
☎ 0120-189-783 24 時間受付（年中無休）

● 24 時間子供 SOS ダイヤル
☎ 0120-0-78310 24 時間受付（年中無休）

● 子どもの人権 110 番
☎ 0120-007-110 受付時間 平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

● 子どもと家族の相談窓口
✉ kodomotokazoku@jamhsw.or.jp
24 時間受付（年中無休）

■親子のための相談 LINE

右の QR を読み取り、友だち登録をしてご利用ください。



どんだん図書館を
使ってね！

市立図書館マスコット
キャラクター
ごんちゃん



図書館をもっと身近に

図書館の仕事について知ることができるイベントや、図書館の便利な使い方を紹介します。

問 市立図書館 ☎ 24-2919

イベントを楽しもう！

■図書館のお仕事ミニ体験会

本の貸し出しと返却、本を保護するための装備など、図書館の仕事を体験することができます。

ところ・問い合わせ先	とき	定員 (各回)
市立図書館 (アルネ・津山 4 階) ☎ 24-2919	7 月 29 日(出)	① 午前 10 時 30 分 ~ 正午 3 人
加茂町図書館 (加茂町塔中) ☎ 42-7032	7 月 26 日(水)	② 午後 2 時 30 分 ~ 4 時 2 人
勝北図書館 (新野東) ☎ 36-8622	7 月 26 日(水)	2 人
久米図書館 (中北下) ☎ 57-3444	7 月 27 日(木)	2 人

対象 市内に住む小学 5・6 年生

申込方法 各図書館に備え付けの申込用紙を、窓口へ直接提出するか、電話する

申込期間 7 月 5 日(水)～19 日(水)

応募者多数の場合は抽選

■夏休みのおはなし会

津山ストーリーテリングの会の皆さんが、世界の昔話などを語ります。

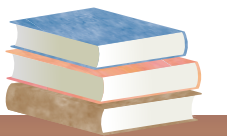
とき 7 月 23 日(日)午後 2 時～3 時

ところ 市立図書館

定員 30 人 (先着順)

子どもから大人まで、どなたでもご参加ください

24 ページの『図書館だより』でも、イベントを紹介しています



もっと便利に使ってみよう！

スマートフォンが貸出券に！ スマホ貸出券サービス

貸出券を持っている人が、スマートフォンで図書館ホームページにログインすると、貸出用のバーコードが表示されます。窓口や自動貸出機でバーコードを提示すると、手元に貸出券がなくても本を借りることができます。

図書館ホームページではこんなこともできます！

- 図書館資料の検索
- 自分の貸出・予約状況の確認
- 貸出期間の延長
- 資料のリクエスト



↑ ログイン画面はこちら

津山圏域定住自立圏 図書館相互利用サービス

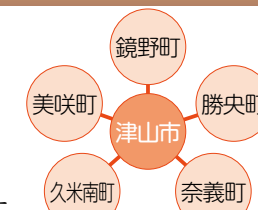
鏡野町、勝央町、奈義町、久米南町、美咲町にある図書館でも、本を借りたり、返したりすることができます。

● 借りるとき

利用する町ごとに、貸出券の発行が必要です。本人確認書類（運転免許証など）を用意し、手続きをしてください。借りることができる冊数や期間は、図書館によって異なります。

● 返すとき

借りた図書館以外でも返却できます。窓口で「相互利用の返却」と伝えてください。イオンモール津山（河辺）にある返却ポストも利用できます。



レファレンスサービスをご利用ください

図書館の資料やインターネットの情報を使って、図書館司書が調べ物や資料・情報探しを手伝います。

探している本がある時、調べたいことがある時など、何でも気軽にご相談ください。